

○釧路市鳥取支所分室規程

平成17年10月11日
釧路市訓令第4号

(趣旨)

第1条 釧路市鳥取支所分室(以下「分室」という。)の位置及び処務については、[この規程](#)の定めるところによる。

(位置)

第2条 分室は、釧路市中部地区コミュニティセンターに置く。

(業務の内容)

第3条 分室において行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 戸籍に係る謄抄本及び身分証明の交付申請の受付及びこれらの交付事務
- (2) 住民票に係る写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条の4第1項の請求に係るものを除く。)の交付申請の受付及びこれらの交付事務
- (3) 住民票記載事項証明(年金現況届を含む。)の申請の受付及びこれらの証明事務
- (4) 印鑑登録証明書の交付申請の受付及びこれらの交付事務
- (5) [前各号](#)に掲げる交付及び証明事務の手数料の収入に関する事務

(開設時間及び休日)

第4条 分室の開設時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これらを変更することができる。

(1) 開設時間

午前9時から午後5時まで

(2) 休日

ア 日曜日及び月曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日

(委任)

第5条 [この規程](#)に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

[この訓令](#)は、平成17年10月11日から施行する。

附 則(平成20年10月2日訓令第20号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月31日訓令第6号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月23日訓令第14号)

この訓令は、公布の日から施行する。